令和８年第４回定例会　記者会見資料

議案第 94 号

令和８年度　菊池市一般会計補正予算（第８号）

※令和８年 10 月 27 日専決処分

今回の補正は、予算の総額に 8,616 万８千円を追加し、補正後の予算の総額を、歳入歳出それぞれ、332 億 4,291 万２千円とするものです。

補正の主な内容につきましては、令和８年熊本地震により被災した建物の公費解体に係る事務費や、７月及び９月の大雨により被災した市道、河川、農地、農業用施設、林業施設の復旧に係る工事請負費等による増額です。

議案第 101 号

令和８年度　菊池市一般会計補正予算（第９号）

今回の補正は、予算の総額に１億 6,932 万１千円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ 334 億 1,223 万３千円とするものです。

補正の内容としましては、人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に基づく公務員の給与改定の内容に準じて、本市職員及び特別職の給与等の増額です。

議案第 102 号

令和８年度　菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算(第３号)

今回の補正は、予算の総額に 102 万３千円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ 61 億 5,481 万９千円とするものです。

補正の内容につきましては、一般会計と同様の理由により、職員の手当等の増額です。

議案第 103 号

令和８年度　菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第３号)

今回の補正は、予算の総額に 265 万９千円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ 61 億 9,724 万４千円とするものです。

補正の内容につきましては、こちらも同様に、職員の手当等の増額です。

議案第 104 号

令和８年度　菊池市水道事業会計補正予算(第３号)

今回の補正は、第２条におきまして、水道事業費用を 209 万４千円増額し、第３条におきまして「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」を 209 万４千円増額するものです。

補正の内容としましては、一般会計と同様の理由により、職員の給与等の増額を行うものです。

議案第 105 号

令和８年度　下水道事業会計補正予算(第２号)

今回の補正は、第２条におきまして、下水道事業収益及び下水道事業費用を、それぞれ 223 万９千円増額し、第３条におきまして、資本的収入及び資本的支出を、それぞれ 88 万６千円増額するものです。

次に、第４条の「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」におきまして、職員給与費を 312 万５千円増額し、第５条におきまして、他会計からの補助金を 223 万９千円増額するものです。

補正の内容につきましては、一般会計と同様の理由により、職員の給与等の増額を行うものです。

議案第 106 号

令和８年度　菊池市一般会計補正予算（第 10 号）

今回の補正は、予算の総額に 1,280 万５千円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ 334 億 2,503 万８千円とするものです。

補正の内容としましては、令和８年熊本地震の影響を受けている観光業、商工業を支援するため、市内宿泊者へ市内店舗で使用できるクーポンを配布する「熊本地震復興支援クーポン事業」による増額です。

議案第 107 号

令和８年度　菊池市一般会計補正予算（第 11 号）

今回の補正は、予算の総額に５億 7,390 万５千円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ 339 億 9,894 万３千円とするものです。

補正の内容としましては、熊本地震で被災した建物等の公費解体に係る費用、市有の水路跡地の廃棄物等の撤去・処理に係る費用、及び、国・県支出金の返納金等による増額です。

議案第 108 号

令和８年度　菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）

今回の補正は、予算の総額に 24 万８千円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ 61 億 5,506 万７千円とするものです。

補正の内容としましては、出産育児一時金繰入金の減額による財源の組み替えや、制度改正に伴うシステム改修や国・県支出金の返納金による増額です。

議案第 109 号

令和８年度　菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第３号）

今回の補正は、予算の総額に 41 万６千円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ 10 億 1,244 万６千円とするものです

補正の内容としましては、保険料過誤納還付金による増額です。

議案第 110 号

令和８年度　菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第４号）

今回の補正は、予算の総額に 2,003 万４千円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ 62 億 1,727 万８千円とするものです。

補正の内容としましては、制度改正によるシステム改修、国庫・県支出金返納金、及び一般会計への前年度決算精算分の繰出金等による増額です。

議案第 111 号

令和８年度　菊池市水道事業会計補正予算（第４号）

今回の補正は、第２条におきまして、水道事業費用を 654 万５千円増額するものです。

補正の主な内容としましては、電気料金の高騰による光熱水費 及び 動力費の増額 並びに 配水管等の漏水に伴う修繕費の増額です。

次に、第３条の債務負担行為につきましては、来年度当初より業務を開始しなければならないため、本年度中に業者を選定する必要がある業務につきまして、今回５件の設定を行うものです。

次に、第４条の企業債の変更につきましては、長期金利の上昇に伴い、企業債の利率を変更するもの、第５条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、手当等の増額に伴い、職員給与費を１万４千円増額です。

議案第 112 号

令和８年度　菊池市下水道事業会計補正予算（第３号）

今回の補正は、第２条におきまして、下水道事業費用の事業費配分を変更し、各目の区分ごとの予定額を、予算実施計画に定めるものです。

補正の内容としましては、電気料金の高騰による動力費の増加に対応するため、執行見込額の精査により、事業費の配分を変更するものです。

次に、第３条の債務負担行為につきましては、来年度当初より業務を開始しなければならないため、本年度中に業者を選定する必要がある業務につきまして、今回７件の設定を行うものです。

また、第４条の企業債の変更につきましては、長期金利の上昇に伴い、企業債の利率を変更するものです。